

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 芝山工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書21-9-4	すり処理工A2、A3について、インバート部の早期閉合後に埋戻しを行った土の掘削はインバート掘削と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	インバート部の早期閉合後に埋戻しを行った土の掘削については、特記仕様書21-9-4(1)に示すとおりです。
2	特記仕様書21-14	地盤改良工A2、B2について、サンドマットの敷均しに使用する砂材料は物価資料の砂(クッション用)でしょうか。ご教示下さい。	サンドマットに使用する材料は、特記仕様書21-14(3)に示すとおり、道路掘削に含みますので、現地発生材となります。